



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年12月20日(金) 第10260号

目次

	ページ
告 示	
○土壌汚染対策法による区域の指定(環境保全課)	2
○指定納付受託者の指定(建設企画課)	2
公 告	
○道路の指定(建築課)	2
○道路位置の指定(同)	3
○道路位置の指定の取消し(同)	3
○開発工事の完了(同)	3
入 札 公 告	
○一般競争入札の実施(水道課)	4

■ 告 示

◎群馬県告示第300号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

令和6年12月20日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 指定する区域 佐波郡玉村町大字川井1739番1の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 鉛及びその化合物

◎群馬県告示第301号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次の者を同項に規定する指定納付受託者に指定した。

令和6年12月20日

群馬県知事 山本 一 太

指定納付受託者の所在地及び名称	指定をした日	歳入の種類
北海道札幌市中央区大通東10-11-4 ウェルネット株式会社	令和6年12月10日	群馬県建設業法関係手数料条例（平成12年群馬県条例第69号）第2条に規定する建設業許可申請等の手数料のうち、建設業許可・経営事項審査等電子申請システムにより申請が行われた場合における手数料

■ 公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。

令和6年12月20日

群馬県知事 山本 一 太

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員のメートル	指定番号 指定年月日
1	法第42条第1項第4号に規定する道路	邑楽郡邑楽町大字鶉字新田767-1、767-4、767-11、777-1、777-3、778-4、781-9の各一部	延長 60.00 幅員 4.00 (全幅 18.0)	群馬県指令太土第30255-2号 令和6年11月26日

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和6年12月20日

群馬県知事 山本 一 太

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員メートル	指定番号 指定年月日
1	法第42条第1項第5号に規定する道路	北群馬郡吉岡町大字大久保字原中415-1	延長 47.40 幅員 5.00	群馬県指令前土第304-12号 令和6年11月7日
2	同	北群馬郡吉岡町大字大久保字中町1625-23、1625-27	延長 35.00 幅員 5.00	群馬県指令前土第304-13号 令和6年11月14日

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定による道路位置の指定を、次のとおり取り消した。

令和6年12月20日

群馬県知事 山本 一 太

番号	指定道路の種類	指定道路の位置	指定道路の延長及び幅員メートル	指定番号 指定年月日 指定取り消し年月日
1	法第42条第1項第5号に規定する道路	邑楽郡板倉町大字岩田字浦宿801-1	延長 26.00 幅員 4.00	第179号 昭和51年2月19日 令和6年11月19日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和6年12月20日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡邑楽町大字中野字熊ノ谷戸2058-4、2059-2、2060-2	邑楽郡邑楽町大字中野2059番地2 川島功、川島創平
2	佐波郡玉村町大字五料字薬師西146-3、146-12	佐波郡玉村町大字五料乙1077番地2 小柴豊野

3	佐波郡玉村町大字五料字薬師西146-2、146-10、146-11	佐波郡玉村町大字五料乙1077番地2 小柴秀葉
---	-----------------------------------	----------------------------

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和6年12月20日

群馬県企業管理者 成田正士

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量 群馬県企業局水道課11施設で使用する電気 年間予定使用電力量 18,549,400kWh

予定使用電力量は、令和7年度の使用予定量（内訳は、群馬県企業局水道課電気需給仕様書を参照）であり、浄水の需要や天候等により変動することがある。

(2) 調達件名の仕様等 入札説明書及び群馬県企業局水道課電気需給仕様書による。

(3) 供給期間 令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

(4) 需要場所 渋川工業用水道事務所浄水場 ほか10施設

(5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。入札書の提出はぐんま電子入札共同システム (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>) によるものとする。落札決定に当たっては、ぐんま電子入札共同システムにより提出された金額に、100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を、ぐんま電子入札共同システムにより提出すること。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる提出が困難な場合は、郵送又は持参により提出することができる。

2 入札参加資格

入札の公告の日から開札の日までの期間にわたり、次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

(3) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和6年12月27日（金）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、令和7年1月23日（木）までに資格者名簿に登載されたことが確認された者であること。

(4) 本件入札公告の日から開札までの間において、規則第170条第2項及び群馬県企業局財務規程（昭和39年企業管理規程第5号。以下「規程」という。）第132条の3第3項の規定による入札参加制限を受けて

いない者であること。

- (5) 本件入札公告の日から開札までの間において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (7) 供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。
- (8) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況及び省エネルギー・節電に関する情報提供の取組状況に関し、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書に関する問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県企業局水道課管理係 電話027-226-4011（ダイヤルイン）
- (2) 入札説明書の交付方法 ぐんま電子入札共同システム（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>）による。
なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合は、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。
- (3) 入札説明書の交付期間 令和6年12月20日(金) 午前9時から令和7年1月23日(木) 午後4時まで（ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日及び平日の正午から午後1時を除く。）
- (4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。
ア 申請書等の提出方法 ぐんま電子入札共同システム（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>）による。
なお、ぐんま電子入札共同システムによる提出が困難な場合は、申請書等を上記(1)の場所に郵送又は持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
イ 申請書等の提出期間 令和6年12月23日(月) 午前9時から令和7年1月23日(木) 午後4時まで（ただし、休日条例第1条第1項に規定する休日及び平日の正午から午後1時を除く。）
ウ 入札参加資格確認結果は、令和7年1月31日(金)までにぐんま電子入札共同システムにより通知する。
なお、ぐんま電子入札共同システムによる確認が困難な場合は、入札参加資格確認通知書で通知する。
- (5) 入札書及び入札内訳書等提出方法 ぐんま電子入札共同システム（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>）による。
なお、ぐんま電子入札共同システムによる提出が困難な場合は、郵送又は持参により提出することができる。
- (6) 入札書及び入札内訳書等提出期間 令和7年2月3日(月) 午前9時から同月6日(木) 午後4時まで（ただし、休日条例第1条第1項に規定する休日及び平日の正午から午後1時を除く。）
- (7) 入札内訳書等開封日時 令和7年2月6日(木) 午後4時10分
- (8) 開札日時 令和7年2月7日(金) 午前9時
- (9) 入札結果 ぐんま電子入札共同システム（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>）により公表する。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 本件入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号及び規程第132条の34の2各号に掲げる入札は、無効とす

る。

(4) 契約書の作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法 規則第169条及び規程第132条の9の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、ぐんま電子入札共同システムにより提出したくじにより、落札者を決定する。この場合において、ぐんま電子入札共同システムによる提出が困難な場合にはこれに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(6) 契約の確定 この公告に係る契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約とし、令和7年度歳入歳出予算が群馬県議会で可決された場合において、議会の議決後に確定させる。

(7) 郵送による提出 ぐんま電子入札共同システムによる提出が困難で、郵送により文書を提出する場合は、書留郵便とし、提出期限までに上記3(1)の場所に群馬県企業局水道課長宛て親展で必着のこと。

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: NARITA Seishi, Commissioner of Bureau of Public Utilities

(2) Nature and quantity of the services to be required: Electricity for use at 11 facilities of Water Supply Division, Bureau of Public Utilities, Gunma Prefectural Government / Amount of electric power scheduled for annual use: 18,549,400 kWh/year

(3) Period of Use: From April 1, 2025 to March 31, 2026

(4) Place of Use: 11 facilities of Water Supply Division, Bureau of Public Utilities, Gunma Prefectural Government

(5) Time-limit for submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications: January 23, 2025 at 4:00 p.m.

(6) Time-limit for tender: February 6, 2025 at 4:00 p.m.

(7) For further details, please contact: Water Supply Division, Bureau of Public Utilities, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-4011 (Japanese language only)